

秋田県無電柱化推進計画 (改訂版)



川尻広面線〔横町工区〕 令和5年8月

令和6年4月
秋 田 県

目 次

1	はじめに	1
2	本計画の位置付け	2
3	秋田県における無電柱化の現状	3
4	無電柱化の推進に関する基本的な方針	3
	（１）基本方針	3
	（２）無電柱化の対象道路	3
5	無電柱化の手法	5
	（１）地中化方式	6
	（２）地中化方式以外の手法	7
6	無電柱化推進計画の期間	7
7	無電柱化の推進に関する目標	7
	（１）目標値	7
	（２）対象エリア（整備路線）	7
8	無電柱化の推進に関する施策	9
	（１）多様な事業手法による無電柱化の促進	9
	（２）占用制度の運用	11
	（３）関係者間の連携の強化	13
9	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための取組	13
	（１）広報・啓発活動	13
	（２）無電柱化情報の共有	13

1 はじめに

無電柱化は、昭和60年代初頭から全国的に進められており、秋田県においても、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から取り組んでいます。近年の激甚化・頻発化する自然災害や高齢者の増加等により、その必要性が高まっています。

道路上の電線や電柱は景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなるほか、地震などで倒壊した電柱により道路閉塞が発生し、避難や救助活動に支障を来す恐れがあります。

また、台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による停電・通信障害が長期間に及ぶ懸念があり、電力や通信のレジリエンス強化も求められています。

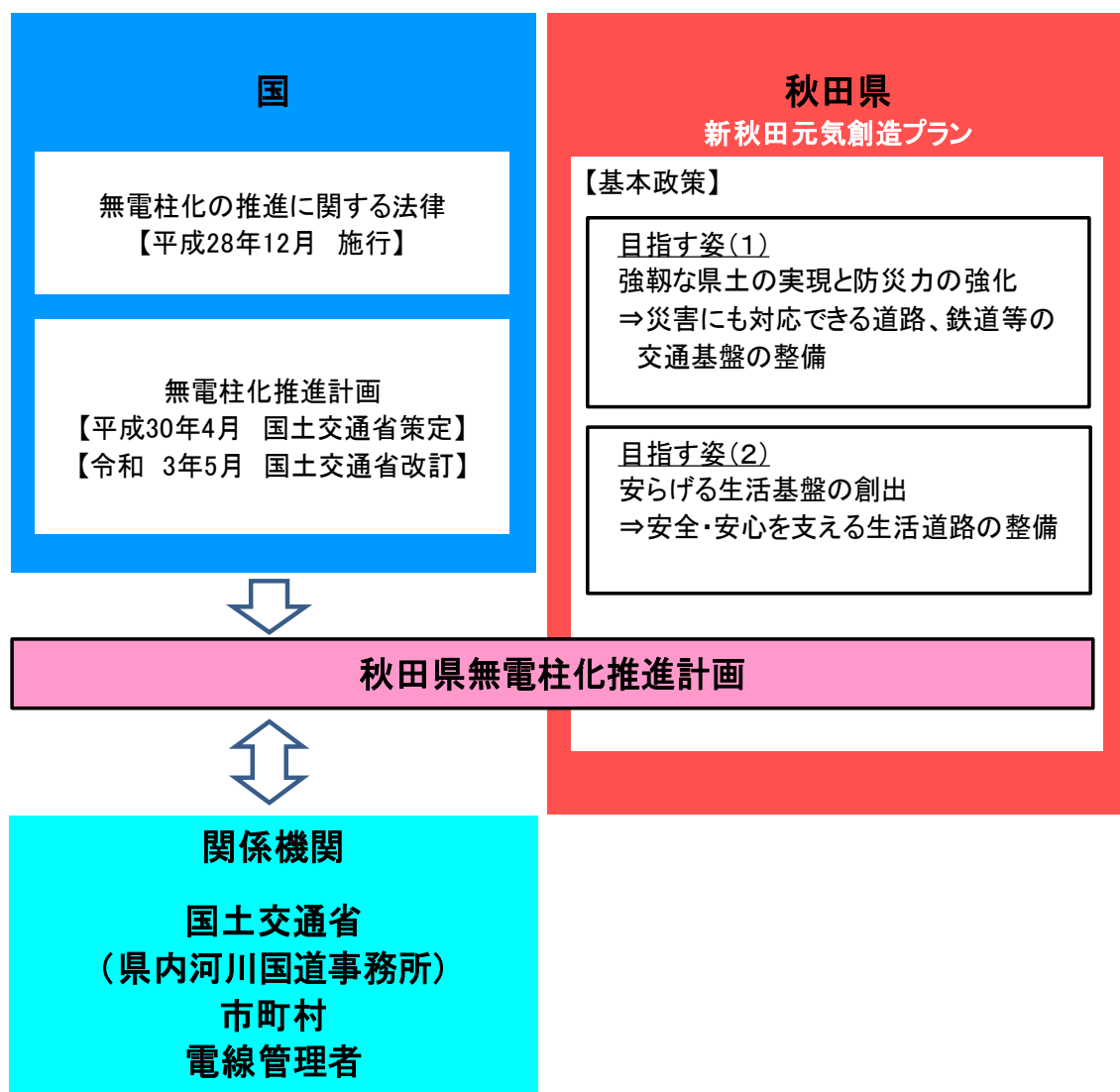
国土交通省では、平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という。）第7条に基づき、平成30年4月に「無電柱化推進計画」を策定、令和3年5月に改訂版を策定し、無電柱化に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することとしています。

本計画は、秋田県における無電柱化を一層推進するため、無電柱化法第8条の規定に基づき、国土交通省が策定した「無電柱化推進計画」を基本として、令和元年12月に策定した当初計画の成果や課題を踏まえ、国・県・市町村道の事業を一体とした「秋田県無電柱化推進計画（改訂版）」として策定し、今後の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

2 本計画の位置付け

本計画は、無電柱化法第8条に規定される「都道府県無電柱化推進計画」であり、県政運営指針の最上位計画である「新秋田元気創造プラン」の基本政策に掲げる無電柱化事業を推進するため、本県の無電柱化の基本的な方針などを定めたものです。

<計画の位置付け>



3 秋田県における無電柱化の現状

秋田県では、昭和61年度から、主に都市部の主要駅周辺や緊急輸送道路等で無電柱化を進めてきました。

しかし、県内すべての一般道路約23,600kmのうち、令和5年度末時点での整備延長は約44km（上下線ベース）程度に留まっており、今後、さらなる無電柱化の推進を図る必要があります。

4 無電柱化の推進に関する基本的な方針

（1）基本方針

秋田県では、道路の防災機能向上や安全で快適な歩行者空間の確保、良好な景観形成・観光振興を目的に国、市町村、関係事業者との連携の下、県民の理解と協力を得ながら無電柱化を推進します。

（2）無電柱化の対象道路

1）基本方針に基づき、次の道路について、優先的に無電柱化を推進します。

① 防災のために必要な道路

秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付けられている緊急輸送道路や各自治体が策定する地域防災計画の避難路等について、無電柱化を推進します。

特に、都市部の幹線道路については、重点的に整備を進めます。

<緊急輸送道路の通行を妨げる電柱>



国道7号 秋田市内

② 安全・円滑な交通確保のために必要な道路

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路等のバリアフリー化が必要な道路及び通学路などにおいて、安全で移動しやすい歩行空間を確保するため、無電柱化を推進します。

＜歩行者の通行を妨げる電柱＞



※国土交通省HPより

③ 景観形成・観光振興のために必要な道路

重要伝統建造物群保存地区や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に位置づけられた地域等において、良好な景観形成や観光振興を図るため、無電柱化を推進します。

＜無電柱化による良好な景観の形成＞



(一) 日三市角館線（仙北市）



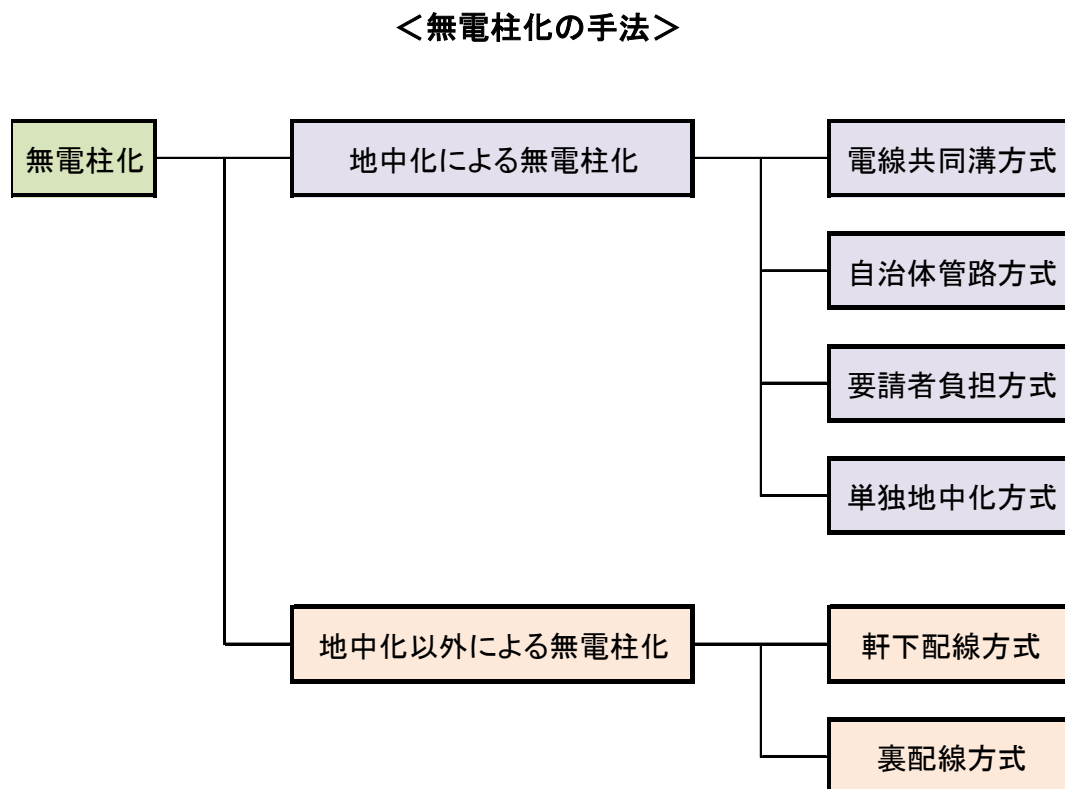
(一) 西松沢杉沢線（湯沢市）

④ 道路事業等が行われる道路

上記①～③の道路において、バイパスや改築事業、街路事業等が計画される場合には、関係事業者間で調整し、無電柱化を一体的かつ効率的に進められるよう検討を行います。

5 無電柱化の手法

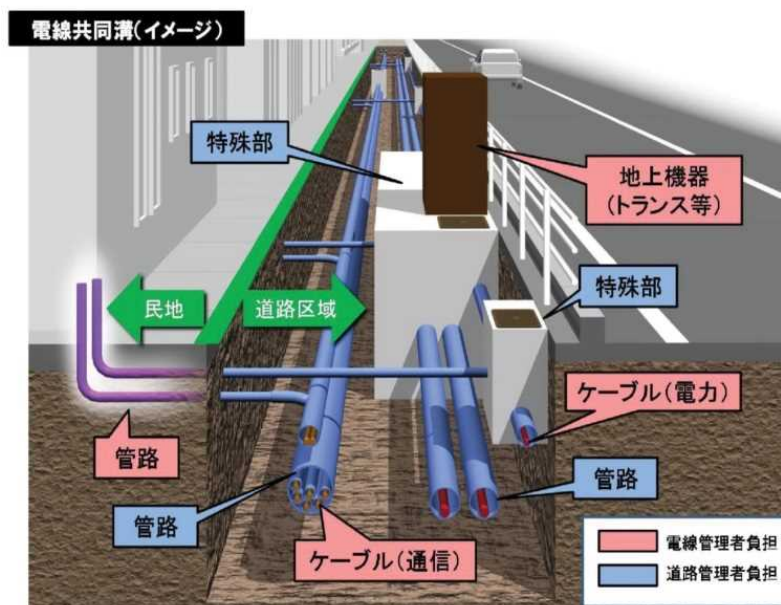
無電柱化は、整備する地域の実情に応じ、次の手法により実施します。



(1) 地中化方式

① 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するため、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線・地上機器を整備する手法。



※国土交通省HPより

② 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する手法。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理。

③ 要請者負担方式

要請者が整備する手法。原則として費用は全額要請者が負担。

④ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法。管路等は電線管理者が道路占用物件として管理。

（２）地中化方式以外の手法

① 軒下配線方式

無電柱化を進める道路の脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下や軒先に配置する手法。

② 裏配線方式

無電柱化を進める道路（主要な通り）の裏通りに電線類を配置し、主要な通りの沿道の建物への引き込みを裏通りから行うことにより、無電柱化する手法。

6 無電柱化推進計画の期間

本計画の期間は令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。

7 無電柱化の推進に関する目標

本計画期間内における無電柱化の推進に関する目標を次のとおりとし、無電柱化に取り組んでまいります。

（１）目標値

■ 無電柱化整備延長 約 44 km（令和５年度末時点）



５年間で 10 km 以上

※県内すべての道路（直轄及び補助国道、県道、市町村道）

※目標値は工事着手延長

（２）対象エリア（整備路線）

各都市部における「緊急輸送道路」の防災機能向上や「あんしん歩行エリア」の安全性確保、歴史まちづくりや都市計画事業と一体となった無電柱化に取り組めます。なお、対象エリア及び整備路線は次のとおりです。

【秋田市エリア（整備路線）】

- 国道 7 号、国道 13 号、（主）秋田天王線、（主）秋田北野田線、（主）秋田岩見船岡線、（主）秋田八郎潟線、（市）川尻総社通り線、（市）川尻広面線、（市）蓮沼手形山線

【大館市エリア（整備路線）】

- 国道 7 号、（主）大館十和田湖線、（主）大館停車場線、（市）大館駅東大館線

【能代市エリア（整備路線）】

- 国道 7 号、国道 101 号、（一）富根能代線

【五城目町エリア（整備路線）】

- （町）下夕町線、（町）西磯ノ目東線

【にかほ市エリア（整備路線）】

- 国道 7 号、（市）象潟前川線

【大仙市エリア（整備路線）】

- （主）大曲大森羽後線

【横手市エリア（整備路線）】

- （市）駅広線外

8 無電柱化の推進に関する施策

(1) 多様な事業手法による無電柱化の促進

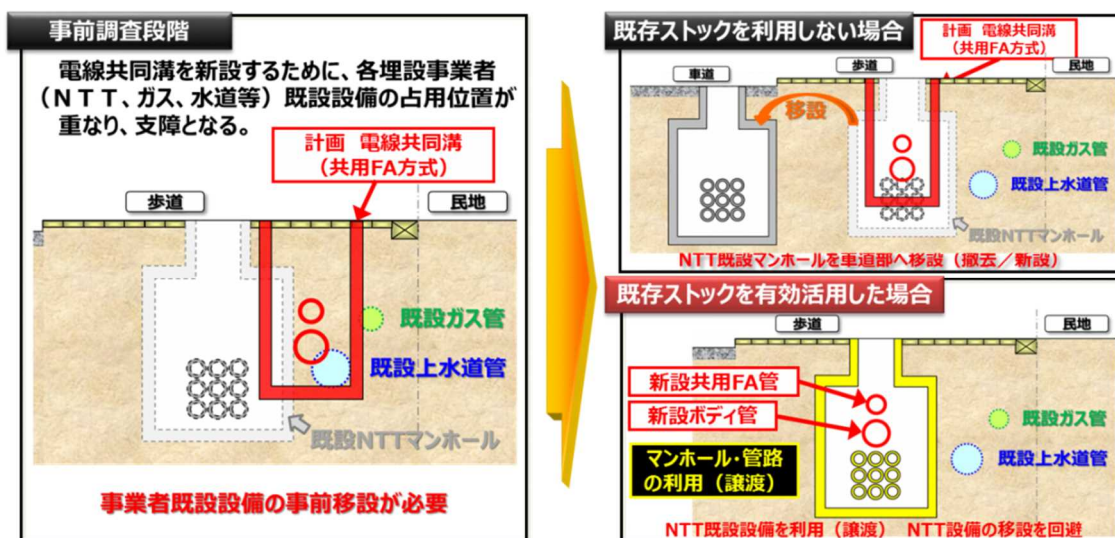
従来から実施している電線共同溝方式は、その整備コストが高く無電柱化が進まない要因の一つとなっています。無電柱化の推進を図るため、電線共同溝の整備とともに、次の取組を実施します。

① 既存ストックの活用

無電柱化区間に電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これら既存ストックの活用が可能かどうかを検討し、コストの縮減や工期の短縮を図り、効率的な整備を行います。

【既設ストックの活用】

既設管路やマンホールを利用することにより、ガス管や水道管等の支障移転を回避し、コスト縮減や工期短縮が可能となる手法



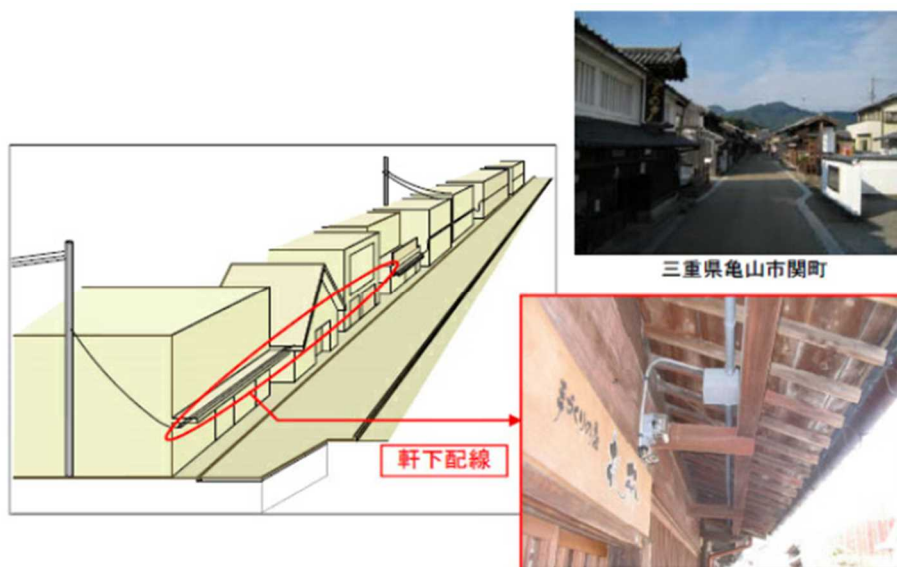
※NTT設備を活用した例

② 地中化以外の方法による無電柱化

沿道の地権者等から合意を得られる地区については、軒下配線方式や裏配線方式などの地中化以外の方法により、効率的な整備を行います。

【軒下配線方式】

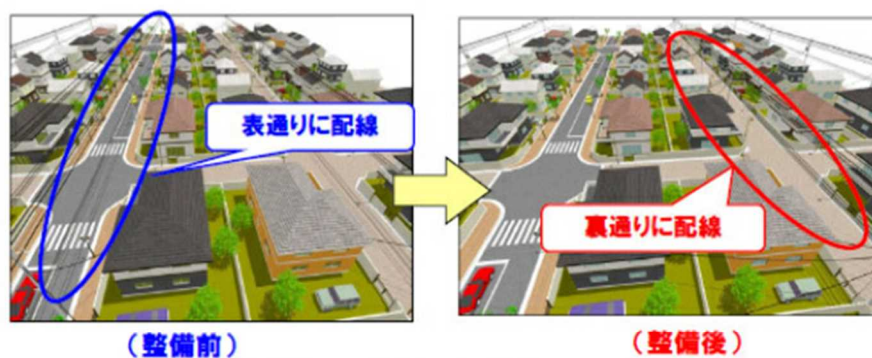
脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下や軒先に配置する手法



※国土交通省HPより

【裏配線方式】

裏通りに電線類を配置し、主要な通りの沿道の建物への引き込みを裏通りから行うことにより、無電柱化する手法

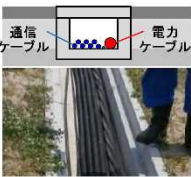


※国土交通省HPより

③ 低コスト手法の導入

現在、国などで取り組んでいる低コスト手法について、導入を積極的に検討し、コスト縮減や効率的な無電柱化を推進します。

<国における低コスト手法の取組>

	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)
整備手法	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例(京都)	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  FEP管のイメージ
取組状況	・浅層埋設基準を緩和 (平成28年4月施行)	・モデル施工(平成28年度～) ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定 (平成28年9月施行)	・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ (平成27年12月) ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査 (平成28年度) ・実証実験を実施 (平成29～30年度)	
・「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き -Ver.2-」を作成し、自治体へ配布(平成31年3月発出)				
・各整備局の電線共同溝技術マニュアル改正				

※国土交通省HPより

(2) 占用制度の運用

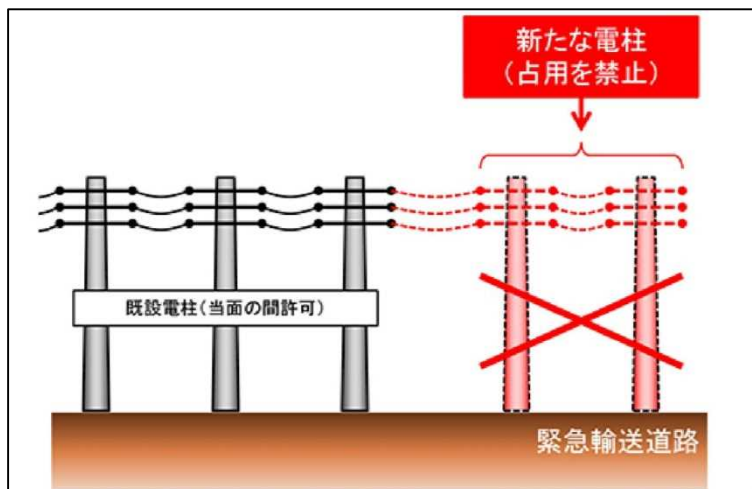
道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進します。

① 占用制限措置の適切な運用

国が防災の観点から、緊急輸送道路において実施している、道路法第37条に基づく新設電柱の占用を制限する措置について、秋田県の緊急輸送道路においても実施します。

また、今後、占用制限措置の対象の拡大や既設電柱の占用制限措置の実施については、国の動向を踏まえ、「秋田県無電柱化調整会議」を活用するなど、関係者の意見を聴取した上で検討します。

<緊急輸送道路の占用制限>

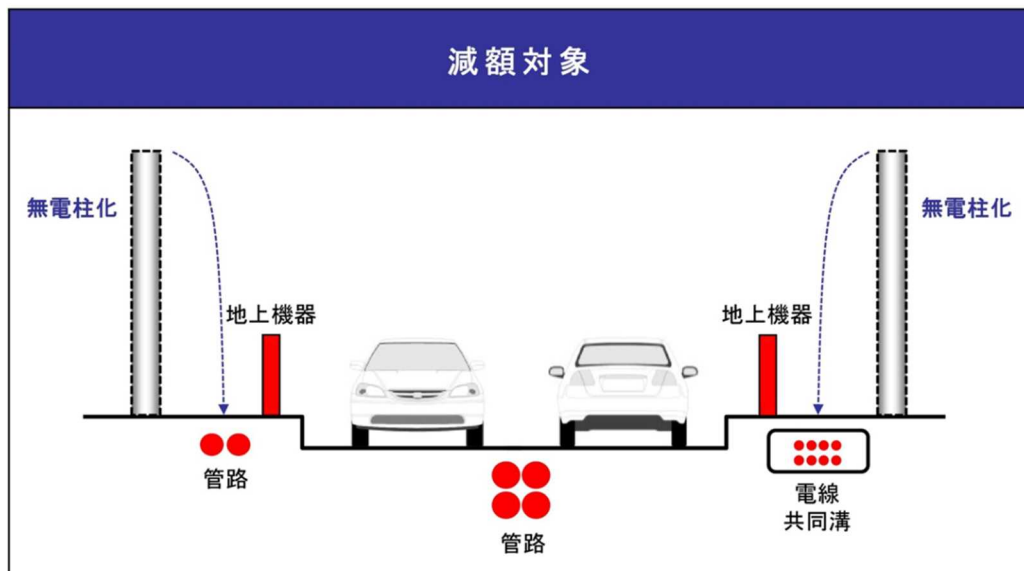


※国土交通省HPより

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化を推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置の継続、普及を行ってまいります。

<減額措置の例>



※国土交通省HPより

(3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、警察、電線管理者、地元関係者からなる「秋田県無電柱化調整会議」を活用し、無電柱化の対象区間の事業推進に係る調整を行います。

また、無電柱化の実施箇所においては、事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を図るため、必要に応じて地元関係者や道路管理者、電線管理者等による地元協議会等を設置し、円滑な事業推進に努めます。

② 民地等の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から、道路上への地上機器の設置が望ましくないと判断される場合は、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地など、民地の活用を管理者の同意を得て進めます。

9 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するための取組

(1) 広報・啓発活動

無電柱化の推進を図るためには、県民の理解と協力が必要であり、事業の必要性や整備効果について、広く関心を深めてもらうため、広報や啓発活動を積極的に進めます。

(2) 無電柱化情報の共有

国・県・市町村が連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、秋田県内の取組について、電線管理者をはじめとする各事業者に対し、共有を図ります。

(以上)

◆秋田県無電柱化推進計画（改訂版）

令和元年12月 当初策定

令和6年 4月 第1回改訂

<計画策定担当部署>

秋田県建設部道路課 道路環境・維持チーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号（本庁舎6階）

TEL : 018-860-2488
